

令和7年7月22日

岐阜県岐阜市「宿泊税」の新設

岐阜県岐阜市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される岐阜市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	岐阜県岐阜市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	岐阜市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	①観光客に選ばれるまち－誘客促進・プロモーション事業－ ②何度でも訪れたいくなるまち－おもてなし向上事業－ ③観光資源の創出－魅力向上事業－ ④観光インフラ整備等
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約1.4億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
徴税費用見込額	（平年度）約3.4百万円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 3月27日 岐阜市議会にて条例案可決
- ・令和7年 4月22日 総務大臣協議
- ・令和7年 7月22日 総務大臣同意
- ・令和8年 4月 1日 条例施行（予定）

連絡先
自治税務局企画課
担当：上田課長補佐、佐久間係長、大原
電話：03-5253-5658
Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。